

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25370748

研究課題名(和文) 古代日本の双系制に関する研究

研究課題名(英文) Study on the Bilineal Nature of Ancient Japanese Society

研究代表者

胡 潔 (HU, JIE)

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：30313399

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、蔭位制など律令官人制を軸にして形成された父系観念の形成過程を歴史的に考察し、その外来的、人為的な性格を明らかにすると同時に、居住面では訪婚、妻方居住、独立居住の三形態が内的連続性を持って段階的に移行し、夫方居住は不在であったことを明らかにした。古代日本社会に見られる制度上の父系的偏向と居住上の母方偏向は、父系社会の観念、制度が移入された後に現れた双系社会の反応であり、一種の複合的文化現象として捉えられる。

研究成果の概要(英文)：This study examines the historical process by which the introduction of the Ritsuryo system from ancient China resulted in the establishment of patrilineal institutions in Japan. Specifically, I clarify the foreign nature of patrilineal succession that was based on the On'i system. With respect to residence regulations, I further clarify how the three forms of duolocality, matrilocality, and neolocality constituted a stepwise series among themselves, while patrilocality was absent. The tendencies toward the establishment of patrilineal institutions and matrilocality seen in ancient Japanese society were the bilineal society's response to the importation of concepts and institutions from a patrilineal society and can be understood as a case of a composite culture.

研究分野：人文学

キーワード：父系 母方 双系 蔭位 訪婚 妻方居住 夫方居住 独立居住

1. 研究開始当初の背景

日本の古代社会に関する双系説が登場してきたのは一九七〇年代以降である。民族学者大林太良が日本古代に見られる歌垣・訪婚などの慣行は東南アジア社会にも存在し、母系社会ではなく、双系社会の持つ共通点だと指摘して以来、古代日本社会の双系的性格が多く研究者に注目され、議論されるようになった。例えば、日本語の親族名称は直系・エスキモー型で、父の兄弟姉妹と母の兄弟姉妹、父の兄弟姉妹の子供と母の兄弟姉妹の子供を区別しない。また、父系や母系の親族集団を形成させるために必要な族外婚や父系中心の家族を形成させるために必要な夫方居住が不在であること、男女ともに相続権を持つことなど、多くの点においてその双系的性格を見いだせる。従来の家族史の研究と異なり、インセスト・タブー、親族名称、婚姻居住などの社会人類学の概念・方法を援用して考察する双系説は、これまでの家族論では考慮されていない問題を新たな視点から捉えることを可能にしたが、未解決の問題が多い。双系説の論者の多くが従来の単系説(父系説・母系説)に対抗するために、古代日本社会の原型を東南アジアの双系社会に求めている。確かに双系社会の共通性を見出すために有効な方法ではあるが、それだけでは果たして古代日本社会の双系的性格を正しく説明できるかどうかは疑問である。古代日本の置かれた歴史的環境を考えても、古代中国の父系制との交渉という視点が欠かせない。また、双系社会という用語は研究者によっても意味の幅があり、現在、非単系社会という共通の枠組みで捉える概念として用いられているが、それぞれの社会の具体的な状況により、父系的なもの母系的なものの現れ方が一様ではなく、また必ずしも均等に存在するものではない。古代日本に関していえば、男女の法、父姓制、父系的系譜記載、戸籍制、蔭位制など一連の制度の導入によって、非常に父系的に見える部

分があり、特に蔭位制など官人制度においては「承祖」、「継嗣」、「家業」などといった父系の継承観念が色濃く見られる。一方基層社会では、訪婚、妻方居住婚が行われ、成人の父子兄弟の同居が不在であった。これまでの双系論では、古代日本社会の双系的ものが指摘されていながら、父系的なものとそうでないものが並存する要因や社会内部の双系的要素と社会外部から導入された父系的諸要素の関わりかた、さらに父系原理を内包した律令制に対する社会の上層部と基層部の温度差などの諸問題に関する研究は不十分である。古代日本の双系制に関する研究は、その原型究明と同時に、外来の父系制原理との交渉上に現れた様々な反応のメカニズムに関する観察が不可欠であるが、その重要性はまだ十分認識されていない。

2. 研究の目的

以上のような学術的背景から、本研究は、文化交流史の視点から、古代日本の双系的基層社会と律令制の導入によって移入された父系的諸要素との関係性に着目し、これまであまり関心が持たれてこなかった、単系(父系)の諸要素が双系社会の日本に移入された後に顕著に見られる制度上の父系的偏向と居住上の母方的偏向の並存のメカニズムを究明することを目標とした。

(1)古代日本の双系的性格と特徴を解明することは本研究の最終的目標であるが、単系(父系)原理との接触及びそれによって引き起こされた様々な双系的反応を通じて古代日本の双系性を捉えようとするのが本研究の特徴である。特に律令、漢字は古代東アジア文化圏の共通項であり、律条文を含む漢字表現の取捨選択の問題は古代日本の特性を捉える上で重要な手がかりとなる。本研究は、律令条文、親族名称、婚姻語彙の受容状況を考察することによって新たな知見を得られることを目指す。

(2)中国の父系制が古代日本に導入された後に見られる制度上の父系的偏向と居住上の母方的偏向が顕著に見られるが、両者を慣行と外来文化の関係性の視座から総合し、局部的にみれば父系的または母系的になるが、その内実は、双系社会が単系の父系制原理との接触によって起こった双系的修正であり、一種の文化複合現象であったことを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、社会人類学の研究手法を取り入れ、古代日本社会の双系的性格について、学際的、比較論的な考察を行うことを目指すものである。古代日本の双系的性格を浮かび上がらせるために、文献研究のみならず、他の非父系社会との比較も行う。具体的には、七、八世紀以降の漢字史料や平安時代以降の漢字・仮名史料を網羅的に収集し、婚姻範囲、インセスト・タブー、親族名称、居住規制、相互扶助、相続形態などといった諸指標を立て、他の社会と比較しながら、古代日本の双系的性格とその特徴を把握する。これと併行して、古代日本の漢字史料における漢字表現の使用状況を考察する。さらに、婚姻居住に関しては、訪婚が行われた中国西南部の摩梭人社会、妻方居住婚が行われた台湾原住民のアミ族社会、タイ北部の山岳民社会との比較分析を行い、古代日本の居住形態の特徴を抽出することに努める。父系化の問題に関しては、同じく律令、儒教、漢字文化圏にある朝鮮半島、ベトナム、沖縄の諸社会における父系的イデオロギーの形成と比較する。

4. 研究成果

(1)奈良時代、平安時代の文献資料を中心に、族内婚、インセスト・タブー、親族名称などの問題を考察すると同時に、従来の研究において十分注意が払われてこなかった漢字使用法を検討分析した。目的は、父系社会にな

い婚姻慣行の実態を明らかにし、さらに族内婚を忌避する父系制の論理に遭遇した時に、どのように漢語表現を選んで示すのかを考察することにある。その結果、禁婚範囲が大きく、父系と母系の区別や婚前と婚後の区別が明確であった中国の父系社会と異なり、古代日本社会は、禁婚範囲が限定的で婚前と婚後の区別も曖昧であり、結婚開始時より男性が妻家へ通う慣習が長く続いていた。また父母双方のみならず子女双方も比較的に平等に認識する双系的親族観も中国社会のそれと対照的であることが明らかになった。両社会の違いは漢型の親族名称・婚姻語彙の利用法にも色濃く反映されている。例えば、『古事記』にみえる「庶妹」は、天皇が正嫡であるということを示すと同時に、血の繋がらない異母兄妹の結婚を示すために使われたもので、それによってタブーとされた同母兄妹婚と区別しようとしたものである。また、王権継承において皇女の結婚が重要で、特に先帝の皇女の結婚は王位の正統性を獲得する上で、王室の血を純粹にしていく上で必要である。古代日本社会の皇女は父系社会の公主のように、夫族に入るのではなく、王室の血統の尊貴性を伝達する役割を担っている。それは血の尊貴性は父母双系によって担保される、という双系的王統観念と照応したものである。また、養老令儀制令五等親条や応分条、服紀条の諸条文において、中国古代では厳密に区別していた「妻」、「妾」、「嫡母」、「継母」などの用語が多妻婚的に使用されており、それぞれの条文の意図に基づいて、和訓の意味と漢字の視覚的効果を生かした使用法である。このような使用法はほかにも見られる。例えば、「うたがき」という習俗を表す言葉に、「歌垣」、「歌場」、「嬬歌」の三つがあるが、「歌垣」、「歌場」は中央、公的な文脈に用いられ、「嬬歌」は地方、民間の習俗を記述するのに用いられている。その使い分けに、王権・中央に対する地方・民間という構図が示されている。

また、「つまどひ」は、「妻問」、「孀問」「孀言」といった漢字表記が用いられるが、基本的には動物の求愛や、乙女塚伝説や七夕のような伝説にしか用いられない。実在した人物の求婚また訪婚行為については、漢字の「聘」などのような漢字語彙が用いられている。分析検討により、漢字は父系的諸要素を浸透させる手段であると同時に再解釈の方法でもあったことが明らかになった。

(2) 古代日本の居住形態について、従来、訪婚から直接夫方居住婚に移行する説が主流で、双系論者の中においても、夫方居住婚を含む多様な居住形態が混在していたと捉えられてきた。しかし、成年の父子兄弟の別居は、古代日本社会に一貫して観察されることで、夫方居住存在論の再考が不可欠である。本研究では、古代中国の父系制との交渉、他の非父系社会との異同を念頭に入れながら、婚姻居住についての再考を試みた。その結果、官僚を任国に派遣する時の随行制度は夫婦同伴をもたらし、任国での夫婦同居をもたらしたことが明らかになり、と同時にこの制度は畢竟下向する律令官人に適用させる制度で、社会全体の居住形式の変動に与える影響は限定的であったことも分かった。また、平安時代の公卿日記や歴史物語を通じて当時の貴族の婚姻居住を考察した結果、いくつかのことが明らかになった。

(イ) 婿取婚は労役婚ではない。婿取婚が労役婚から区別される最も重要な点は、婚資 = 花嫁代償の意識が皆無であることと、成年の父子兄弟の同居を忌避することである。労役婚が行われている社会には、訪婚の後に夫方(父子同居)が実現されるため、理論的に考えても、父子同居を忌避することはない。婿取婚の全過程を観察して言えることは、妻の家の主体性である。女性側が求婚し、結婚の準備をして婿を取るのであり、娘を男性に出すという意識は全く読み取れない。結婚後も婿を繋ぎ止めるために懸命に婿傳きをする。

花嫁代償を求める労役婚とは異なる。

(ロ) 婿取婚は母系婚ではない。平安時代の婿取婚に訪婚の時期が見られるが、それは中国南部の少数民族のモソ人社会に見られるような、生涯続くものではない。生涯訪婚のモソ人社会では、当然の結果として、母子、同母兄弟姉妹の同居が生涯続くことになるが、古代日本にはこのような同居のスタイルは見られない。また平安時代の妻方居住は、台湾原住民社会アミ族社会に見られるような完全に妻の家に入るようなものではない。平安時代の婿は、妻方居住をしても、自族の成員権を失うことなく、妻の家の成員権を取ることもない。そして、妻方居住婚をしている男性は完全に妻の家に釘づけされることなく、妻の家に住んでも、他の女性の許へ通うことができるのである。

(ハ) 平安時代の婿取婚には二つの機能があり、一つは訪婚中の夫婦の婚姻関係の安定化、妻方での夫婦同居(妻方居住)を促すことであり、もう一つの機能は新しい(娘の)家族の自立(独立居住のできる状態)を助けることである。婿が妻側の後見を受け、日常生活上では家族の一員とみられ、子供も母の家で育つことから、平安時代の婿取婚下の家族、親族関係には明らかに母方・妻方的偏向が見られるが、その内実は次世代の夫婦家族の自立を促し、父として、夫としての男性の後見即ち男性の役割を増大させるものであった。

(ニ) 本研究の考察により、当時の婚姻に見られる、訪婚、妻方居住、独立居住(妻側提供、夫側提供)という三つの形は併存しながらも、内なる連続性を持ち、段階的に移行していくものであった、ということが明らかになった。併存と言ってもその中で中核をなす典型が存在し、しかも時代的にその典型は訪婚 妻方居住 独立居住へと変遷していくことが観察される。居住形態の緩やかな併存と移行は奈良時代、平安時代の婚姻、家族の

特徴として捉えられる。

(3) 律令制度、父系原理の導入の視点から、嫡子制、蔭位制、父子間の家業継承について考察して判明したのは、古代日本の父系の形成に律令官人制が大きく関わったことと、父子継承の「イエ」は生活上の同居共財の「家」ではなかったことである。中国の父系宗法で言う「嫡子」は、古代日本の律令制において、蔭位、戸籍、財産相続など、どちらかといえれば行政的な側面に用いられ、意味が大きく変わった。成年父子兄弟の同居共財、父系出自集団が不在であった古代日本社会において、父系の継承ラインは律令制、特に官人制を媒介に形作られたところが多い。特に蔭位制は、「承蔭 = 承家」という継承観念の樹立に重要な意味を持っている。「祖蔭」、「父蔭」の継承はあくまでも間接的なものであるが、やがて官位官職を軸とした父子継承の実態が各階層において形成されていった。特に文章博士のような漢学を特技として、父子孫の何世代も同じ職を独占する、いわゆる家業の継承はその典型である。官位官職を軸とした父系継承の「家業」は、父系社会で言う実生活上の父子兄弟同居体と異なり、ある種の抽象性を持っていた。このような抽象性は同じく中国の父系制の影響を受けていたベトナムや沖縄社会の父系観念と相似した面がある。ベトナムや沖縄においても、それぞれの歴史段階において、政治的戦略的に父系の系譜作成が行われていたが、しかし、このような父系系譜は必ずしも婚姻規制、居住規制と対応しない。もともと非父系社会において、父系的諸要素は系譜観念、祖先祭祀など観念的な局面に強調されやすく、婚姻規制、居住規制とは必ずしも対応しない点ことが本研究によって明らかになった。古代日本社会に見られる、制度上の父系的偏向と居住上の母方、妻方偏向は父系制との接触によって現れた双系社会の反応であり、一種の複合文化であった。

本研究の内容は論文、著書、口頭発表を通

じて公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

胡潔「源氏物語と平安時代の婿取婚」比較日本学教育研究部門研究年報第14号、査読無、お茶の水女子大学、2018年3月、9~17

胡潔、古代日本の婚姻習俗と漢字表記(2)、言語文化論集第38巻第2号、査読無、名古屋大学大学院国際言語文化研究科、2017年2月、1~15

胡潔、古代日本の婚姻習俗と漢字表記(1)、言語文化論集第36巻第1号、査読無、名古屋大学大学院国際言語文化研究科、2014年11月、1~19

〔学会発表〕(計8件)

胡潔 日本古代的婚姻習俗和文学、華東師範大学学術講演会、招待講演、2017年9月25日、華東師範大学

胡潔「源氏物語と平安時代の婿取婚」お茶の水女子大学第19回国際日本学シンポジウム「文化史上の源氏物語」招待講演、2017年7月8日、お茶の水女子大学

胡潔「漢字と和訓 婚姻語彙を中心に」日韓学術交流会、2016年12月10日、名古屋大学

胡潔「平安時代の結婚と女性」31回「女性史青山なを賞」記念講演、2016年11月25日、東京女子大学

胡潔、婚姻慣習と文学 比較研究の実践と提言、比較文化シンポジウム、2016年6月、吉林大学

胡潔、古代日本の嫡子制について、日韓合同国際シンポジウム、2015年11月7日、高麗大学

胡潔、「歌垣について—漢字表記を中心に」日韓合同国際シンポジウム、2014年8月23日、名古屋大学

胡潔、相聞歌と訪婚、日本文化に関する国際シンポジウム、2013年11月23日、韓国ソウル・世宗大学校集賢館

〔図書〕(計1件)

『律令制度と日本古代の婚姻・家族に関する研究』1～367、風間書房、2016年、第31回女性史青山なを賞受賞

6. 研究組織

(1)研究代表者 胡 潔

(HU JIE)

名古屋大学人文学研究科 教授

研究者番号：30313399